

淀川水系桂川上流圏域河川整備計画(原案)に対する 府民意見の募集及び 関係機関との事前協議について

■ 府民意見の募集

実施期間：平成29年12月19日(火)～平成30年1月9日(火)

[約3週間]

周知方法：京都府公報による公示

パブリックコメントの実施

記者発表、京都府ホームページへの掲載(関係市からもリンク設定)

縦覧場所：京都府建設交通部河川課

関係土木事務所(京都土木事務所、南丹土木事務所)

関係市(京都市、亀岡市、南丹市)

【パブリックコメントに係る資料設置】

府民力推進課、府民総合案内・相談センター、
各広域振興局総合案内・相談センター、各府
税事務所、自動車税管理事務所、京都学・歴
彩館、消費生活安全センター

■ 関係機関との事前協議

協議先：経済産業省近畿経済産業局

京都府環境部(環境・上下水道)

京都府農林水産部(農業・森林・水産)

京都府建設交通部(道路・都市計画・防災)

京都府教育委員会(文化財保護)

京都市、亀岡市、南丹市、大阪府、高槻市、能勢町

■ 縦覧結果

縦覧(閲覧)場所	閲覧者数
河川課	0
京都土木事務所	0
南丹土木事務所	0
京都市役所	0
亀岡市役所	1
南丹市役所	0
計	1

ホームページの閲覧者数 (ページビュー数)	
京都府	256
京都市	-
亀岡市	83
南丹市	38

■ 府民意見募集及び関係機関事前協議の結果

意見数	33件(155項目)	主な意見
府民意見等 亀岡市議会意見書 関係機関等	24件(131項目) 1件(5項目) 8件(19項目)	<p>(目標)</p> <p>①30年間の整備の具体的な年次と方策を記載すべき(NO21、112)</p> <p>②整備目標を平成25年台風18号にすべき(NO23)</p> <p>③園部川の目標1/5規模は納得できない(NO77)</p> <p>(対象河川)</p> <p>④鶉の川、西川、年谷川、曾我谷川、愛宕谷川、本梅川、田原川を優先的に整備する河川に位置づけること(NO81、22)</p> <p>(総合的な治水対策)</p> <p>⑤総合的な治水対策の貯留浸透施設として、田んぼダムなど具体的な計画を記載すること(NO35、121)</p> <p>(維持管理)</p> <p>⑥堆積土砂や樹木の撤去について、具体的な目標年次を示すべき(NO29)</p> <p>(上下流バランス)</p> <p>⑦上流の治水安全度向上のためには、下流嵐山の整備が不可欠であり、関係機関に強力的に働きかけを行うこと(NO15)</p> <p>(遊水機能について)</p> <p>⑧現にある遊水機能のある土地の保全と実効性のある土地利用規制の導入や地役権設定などを記載すべき(NO115)</p> <p>(開発の影響)</p> <p>⑨開発によって減少した遊水機能の代替措置はどのようにするのか、影響をどう検討し原案に考慮されているのか(NO125)</p> <p>(その他)</p> <p>⑩計画を説明する公聴会等は開催しないのか(NO138)</p>

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問(主なもの)

番号	意見番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針
①	21	19	5	<p>計画の対象期間 「本整備計画の対象期間は、概ね30年間とする」としているが、30年計画とするのであれば、これを5年ごとの6期に分けて、1期にはどこまでを整備するのか等、もう少し現実味のある話にしなければならない。</p> <p>(同種意見:NO28、54、111)</p>	-	<p>河川法16条の2第二項の解説には、「河川整備計画で定める整備内容の計画対象期間は、一連区間において河川整備の効果を発現させるために必要な期間とし、おおそ計画策定時から20～30年間程度を一つの目安とすること。」とあります。これに基づき、本計画の桂川本川については、昭和28年台風13号洪水への対応を目指すことを目標としており、その期間を30年間としています。また、本計画23頁に、段階的な整備として霞堤の嵩上げについて具体的に記載しています。</p> <p>なお、本計画策定後、詳細設計を行った上で必要に応じて地元調整(用地買収)などが必要になることなどから、本計画の策定段階では詳細な工程は決められません。</p>
	112	-	-	<p>「下流域の河川整備の進捗を考慮して」すすめるとするが、これではいつまでたっても実現できないこととなる。したがって、下流域の整備を進める目標、亀岡の整備をすすめる目標を明確にし、そのための方策を明示すること。</p> <p>(同種意見:NO42、43、101、109、110)</p>	-	<p>淀川水系河川整備計画(近畿地方整備局)では、桂川の嵐山地区については、昭和28年台風13号洪水を安全に流下させることを目指した整備を実施するとされており、桂川上流圏域については、下流と整合を図った目標としています。また、下流の嵐山地区の整備に向けて、「桂川嵐山地区河川整備地元検討会」において、景観等への影響の小さい左岸側溢水対策について、地域の意見を聞きながら国で検討されているところです。</p>
②	23	19	9	<p>「桂川本川の河川整備計画の目標」について、淀川水系河川整備計画(近畿地方整備局)と整合を図り…再度災害防止の観点から昭和28年台風13号洪水への対応を目標にしているが、国の整備計画では、当該洪水を戦後最大洪水という理由で目標に掲げています。原案のとおり、再度災害防止の観点であれば、それを上回る平成25年台風18号洪水が戦後最大であり、それを整備の目標にすべきと考えるが、見解を伺います。</p> <p>(同種意見:NO24、25、26)</p>	-	<p>淀川水系河川整備計画(近畿地方整備局)は平成21年3月31日に策定されており、策定当時の戦後最大洪水として、昭和28年台風13号洪水を目標とされています。桂川上流圏域の桂川本川については、下流の目標と整合を図る計画としています。</p>
③	77	38 39	-	<p>園部川水系の整備目標を1/5としているのは、納得できない。人口密集地を流れていることを無視した計画である。</p> <p>(同種意見:NO75、76)</p>	-	<p>園部川流域は他支川に比べて大きな流域であるため流量が大きく、園部川の改修は下流の桂川の改修状況を考慮した段階的な整備が必要となります。現在の下流桂川への影響を考慮して、本計画の園部川の改修目標は1/5確率規模としています。</p> <p>園部川については、河道改修案、遊水地案、放水路案を比較し、河道改修案(現計画)が他の案より経済的であり実現性が高いと判断しています。</p> <p>なお、園部川の改修については、本整備計画で将来計画見合いの河道幅や護岸等を整備する予定です。</p>
④	81	-	-	<p>優先的に整備する河川として年谷川、西川、鶉の川、曾我谷川、愛宕谷川の5河川について、その他の項目の中でかまわないので、具体的に河川名をあげて記載いただきたい。ゲリラ豪雨で大阪府域に警報が発令され、亀岡では発令されない場合があり、この時、年谷川が溢れる。これは、桂川合流点で土砂が堆積していることが原因だが、大阪府だけ降っている場合、年谷川からの土砂が流下し桂川本川に堆積するが、本川は洪水になっていないので、この土砂が流下せず堆積したままとなり、後日悪さをする。これは鶉の川、西川も同様。適宜、浚渫と伐木をお願いしたい。</p> <p>(同種意見:NO27、28、37、39、40、46、47、48、49、53)</p>	19 44	<p>本計画19頁に記載のとおり、圏域の全ての河川について直ちに被害軽減を図ることは、予算的、時間的な制約があり困難であるため、想定氾濫区域内の人口と資産、河川の現況流下能力、近年の出水による被害の発生状況、既存事業の継続性などを総合的に勘案して選定しています。なお、平成25年台風18号の洪水により、本梅川や田原川でも越水や堤防が決壊するなど、床上・床下浸水の被害が発生したことから災害関連事業等を実施し、緊急的に対策を実施しました。現在も単独事業等で河川改修を実施しており、引き続き計画的に推進していくこととしています。</p> <p>本計画19頁を「鶉の川、西川、年谷川、曾我谷川、愛宕谷川、田原川、本梅川など圏域の府管理の全ての一級河川についても、局所的な改良、洪水等による被災箇所の復旧、治水上の支障となる堆積土砂の除去、堤防除草等により治水機能の適正な維持に努める。」と修正します。</p> <p>本計画44頁に、新たに以下を追記します。</p>
	22	19	-	<p>平成25年台風18号の洪水により、本梅川や田原川でも越水や堤防が決壊するなど、床上・床下浸水の被害が発生している。よって、重点的かつ優先的に整備を実施する河川として、本梅川並びに田原川を追加されたい。</p> <p>(同種意見:NO27、28、37、39、40、46、47、48、49、53)</p>	19 44	<p>「2.1.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所(その他の河川)」 鶉の川、西川、年谷川、曾我谷川、愛宕谷川、田原川、本梅川など本圏域の府管理の全ての一級河川において、必要に応じて局所的な改良工事を実施する。また、洪水等により被災した場合には直ちに復旧を行うなど、状況に即した適切な対応に努める。さらに、河川管理施設については、洪水を安全に流下させるため、定期的に河川巡視や施設等の点検を行い、機能が確保できるよう計画的な補修に努め、河道内において樹木の繁茂や土砂の堆積が著しく洪水の流下に支障となる場合は、計画的に樹木の伐採や堆積土砂の除去を行い、流下断面の確保に努める。」</p>

桂川上流圏域河川整備計画(原案)に関する意見および質問(主なもの)

番号	意見番号	頁	行	質問・意見	対応頁	事務局回答・対応方針
⑤	35	19	28	(洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標) 下から2行目の「校庭・公園での貯留施設など・・・」とあるが、森林での保水機能強化、ため池の治水利用、水田でのタンボダムによる貯留も加えるべきでないか。 (同種意見:NO11、30、31、34、36、41、95)	19	本計画19頁を「・・・計画的な河川整備や下水道の雨水対策に加え、戸々の家庭・公共施設・事業所・校庭・公園等での雨水貯留浸透施設、透水性舗装等による浸透機能の確保、森林での保水機能強化、ため池の有効活用、水田による貯留など流域において総合的な治水対策を推進する。」と修正します。 また、災害からの安全な京都づくり条例においても、総合治水対策を推進していくこととしています。 なお、具体的な箇所等については、府・亀岡市・南丹市による総合的な治水対策を検討する場において、関係市が所管・所掌する公共施設、校庭、公園、市道、ため池等において、整備可能な箇所を調整したいと考えています。
	121	-	-	田んぼダムは有効な手法と考えている。地元としても取り組みたいと考えている。流域全体の取り組みとして欲しい。 (同種意見:NO11、30、31、34、36、41、95)	-	府・亀岡市・南丹市による総合的な治水対策を検討する場を設け、総合的な治水対策を推進するために勉強会を開催しているところです。引き続き、総合的な治水対策の推進に向けて検討を進めます。 また、災害からの安全な京都づくり条例においても、総合治水対策を推進していくこととしています。
⑥	29	19	23	洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標 「堆積土砂の除去、堤防除草等により治水機能の適正な維持に努める」とあるが、場所や期間等、明確なことを書かなければ計画が前に進まない。いつまでに何をするのか全く見えて来ない。 (同種意見:NO15、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89)	19 45	いつ、どこに、どれだけ堆積するかを予測して土砂撤去の計画を立てることは困難な状況です。なお、洪水の流下に支障となる土砂堆積については、状況に応じて撤去を行うことを本計画19、45頁に記載しています。
⑦	15	-	-	(抜粋) 亀岡市域から水害をなくすことは亀岡市民の悲願であることを前提に、下記内容を記載されたい。 桂川亀岡工区の治水安全度の向上を図るためには、下流の国直轄区間、特に嵐山地区の整備が不可欠であり、直轄区間の整備について計画的にスピードを持って整備を強力に進めていただく必要があるため、関係機関に強力に働きかけを行っていくこと。 (同種意見:NO42、43、59、97、98、99、107、117)	19	本計画19頁に「上流の河川整備の推進には下流の河川整備の促進が必要であることから、関係機関と連携・協働しながら下流の河川整備の促進を図る。」と追記し、下流の整備促進に努めます。
⑧	115	-	-	現実には、遊水機能を持たされている土地の多くは農地であり、その利活用は制限されています。この補償と土地利用の制約を両立させる地役権などの設定を行わないと、遊水機能を果たされている土地は小規模開発を含めず縮減されつつあり、このままでは乱開発はより一層進みます。このような事態を招いたのは、亀岡駅北土地区画整理事業地等を市街化区域に編入を認めた京都府、亀岡駅北土地区画整理事業を認可した亀岡市、また、そのような土地にスタジアムという巨大な公共事業を導入した京都府及び亀岡市の責任です。 したがって、京都府、亀岡市の責任で、現にある遊水機能のある土地の保全と、実効ある土地利用規制ができる制度の導入や、例えば地役権設定などを記載すべきです。 (同種意見:NO44、45、116、120)	-	霞堤内は堤防が低いため洪水時には一時的に氾濫しますが、霞堤内の土地は河川区域ではなく民地であり、本来は洪水から防御されるべき土地です。 亀岡市は霞堤を締め切りたいと要望されており、全体計画(将来計画)では霞堤を締め切る計画であることから、本計画では、河道掘削や霞堤の嵩上げによる対策を行う計画としています。 締め切るまでの土地利用の規制や誘導については、様々な手法があることから、関係市と連携しながら検討していきたいと考えています。
⑨	125	-	-	亀岡地域における霞堤と遊水地について 亀岡盆地では、桂川の保津峡及びその上下流の特性を知り、洪水の氾濫を享受した川との関わりが保たれてきました。つまり、霞堤の存在と遊水地としての土地利用です。しかしながら、亀岡駅北地区ではスタジアム建設を含む開発によって、そういった土地利用形態が大きく改変され、川との関わりをも無視されました。自然は必ずやそのしっぺ返しをするでしょう。今回の河川整備計画の中には、その影響についてどのように検討し原案に考慮されているのでしょうか。 (同種意見:NO122、123、124、126、127、128、131)	-	一般論として、河川区域外で行われる開発については、治水だけでなく周辺のまちづくり等を勘案して進められるものであり、一概に河川管理者では回答できません。
⑩	138	-	-	河川法では、関係住民の意見を反映させるために必要な措置をとるよう定められているが、パブリックコメント以外に、京都府管理河川で最大である桂川について、河川法で例示されている「公聴会」等を開催する計画はないのか。計画がないのならばその理由を伺いたい。 (同種意見:NO140、141)	-	本計画の検討段階において、地元関係市に説明してきています。また、市議会や地元関係団体の要請に応じて説明を行っており、その都度多様な意見を聴取しています。さらに、本計画原案をホームページ等で広く周知し、パブリックコメントにより多くのご意見をいただいているところです。こういったことから、関係住民の意見を広く聴取できていると考えており、現在のところ公聴会を開催する予定はありません。